

別記様式第6

論文審査の要旨  
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士(文学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	横山 裕
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) 古代中国における法家思想に関する研究 —法に反する君主の恣意的行為への対応を中心として—			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主査 (Name of the Committee Chair)		教授 有馬卓也	
審査委員 (Name of the Committee Member)		教授 末永高康	
審査委員 (Name of the Committee Member)		教授 後藤弘志	
審査委員 (Name of the Committee Member)		大阪大学大学院文学研究科 教授 湯浅邦弘	
[論文審査の要旨] (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本論文は、従来の法家思想研究において、法思想の思想的欠陥として指摘されてきた「法に反する君主の恣意的行為を規制できない」という問題に着目し、この問題を軸に法思想の発展を「度」という概念から捉え直し、この問題への対応が戦国期から漢代までの長期にわたって法家だけでなく他の諸家をも巻き込んで、古代中国の思想形成に影響を及ぼしていた重要思潮であったことを明らかにしようとする意欲作である。</p>			
<p>本論文は、序、第一部「『管子』の法思想」（全三章）、第二部「道法思想の理論背景」（全三章）、第三部「漢代法思想における君主への対応」（全三章）、及び結から構成される。</p>			
<p>序において問題の所在を、先行研究を踏ましつつ明らかにする。</p>			
<p>まず第一部「『管子』の法思想」では、『管子』の経言類（第一章）、外言類（第二章）、解グループ（第三章）について検討を行い、『管子』における法思想の成立過程を明らかにすると同時に、懸案とされていた解グループの形成に関する思想史上の問題に対しても試案を提示する。</p>			
<p>続く第二部「道法思想の理論背景」では、本論文の核となる「度」を、『管子』（第一章）、『韓非子』（第二章）を用いて、その法思想上の役割を論じ、さらにその展開（第三章）、即ち「度」が「道」へと置換されるメカニズムを馬王堆帛書『老子』乙本卷前古佚書（以下『卷前古佚書』）を用いて詳説する。</p>			
<p>そして第三部「漢代法家思想における君主への対応」では、『卷前古佚書』（第一章）、『淮南子』（第二章）、董仲舒を中心とした儒家思想（第三章）を考察の対象として、法家とは異なった法思想が構築されていたことを明らかにする。</p>			
<p>最後に結「法家思想における君主権制約問題の始終」では、法に反する君主の恣意的行為に関する法思想上の問題において後漢の王符に至っても君主の恣意性が排除できなかつたことを確認する。</p>			
<p>本論文は、戦国中期から漢代に至る「法に反する君主の恣意的行為への対応」の諸相を論じ、その問題は、古代中国の諸家の思想形成に多大なる影響を及ぼしていたことを一つ一つ丁寧に実証する。と同時に、これまで懸案として保留されていたテキスト上の諸問題に対しても多くの示唆的提示を行っている。出土資料へのより詳細な目配り、法の背後に存する国家への目配りといった点に問題は残すものの、本論文は従来正面から取り上げられることのなかつた「法に反する君主の恣意的行為への対応」</p>			

を主題として取り組んだ初の研究であり、法をめぐる古代思想史研究に新たな地平を切り拓き、今後の研究に裨益する所は大きい。その成果は高く評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)